

## 別表2 B E L S 評価業務 非住宅建築物に係る評価料金

## 【モデル建物法】

(税別、単位：円)

面積 (㎡)	用途分類 (別表3による)		
	A種	B種	C種
300未満	120,000	60,000	40,000
300～2,000未満	170,000	90,000	70,000
2,000～3,000未満	190,000	110,000	90,000
3,000～4,000未満	210,000	140,000	110,000
4,000～5,000未満	240,000	170,000	130,000
5,000～10,000未満	280,000	200,000	160,000
10,000～20,000未満	330,000	240,000	190,000
20,000～50,000未満	380,000	300,000	220,000
50,000～100,000未満	470,000	370,000	280,000
100,000～200,000未満	610,000	450,000	360,000
200,000～	850,000	570,000	450,000

## 【標準入力法 (主要室入力法を含む)】

(税別、単位：円)

面積 (㎡)	用途分類 (別表3による)		
	A種	B種	C種
300未満	170,000	120,000	90,000
300～2,000未満	280,000	170,000	150,000
2,000～3,000未満	330,000	200,000	190,000
3,000～4,000未満	380,000	240,000	210,000
4,000～5,000未満	420,000	280,000	240,000
5,000～10,000未満	490,000	330,000	280,000
10,000～20,000未満	570,000	380,000	330,000
20,000～50,000未満	660,000	450,000	380,000
50,000～100,000未満	800,000	570,000	470,000
100,000～200,000未満	1,040,000	710,000	610,000
200,000～	1,370,000	900,000	760,000

<別表2 注意事項>

- ※1 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表3による。
- ※2 別表2の面積の算定については、次のとおり適用する。ただし、その適用が著しく不合理であるとERIが認めた場合は、別途判断する。
- ①建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
  - ②建築物の一部を評価の対象とした場合は、その対象部分の床面積により料金を算定する。
  - ③建築物の部分が省エネ計算における計算対象外の室となる場合は、当該部分の床面積を減じた面積とする。
- ※3 一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。ただし、その適用が著しく不合理であるとERIが認めた場合は、別途判断する。
- ①一部にでもA種が含まれるときはA種
  - ②A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種
- ※4 計画変更の料金は、計画変更申請時の面積に応じて別表2から算定される料金の10分の6の額とする。ただし、次の場合はそれぞれに記載のとおりとする。
- ①計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更については、10,000円（税別）とする。
  - ②対象となる建築物に係る直前の評価を他機関が行っている場合は、新たに評価の申請を受けたものとして別表2の記載の料金を適用する。
- ※5 改修前後の評価を行う場合は、別表2記載の各料金に当該料金の10分の5の額を加算した額とする。
- ※6 適合性判定、低炭素建築物新築等計画の技術的審査、性能向上計画認定に係る技術的審査、基準適合認定に係る技術的審査のいずれかの結果を利用した申請の場合は、別表2記載の料金によらず、一律10,000円（税別）とする。この場合において、外皮性能の審査を追加して行うときは、別表2記載の料金の10分の1の額を加算する。その他ERIが合理的に審査できると判断した場合は、減額できるものとする。
- ※7 ZEB Oriented 及び建物用途を対象としたZEBの表示を希望する申請の場合は、別表2記載の料金によらず、第12条第5項に基づき別途決定する。
- ※8 第10条第4項に定める再交付の料金は、評価書一通につき10,000円（税別）とする。

## 別表3 用途分類

確認申請上の用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	B E L S 評価の対象となる建築物の確認申請上の用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッチティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
展示場	08560	
ダンスホール	08590	
個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090

	特別支援学校	08100
B種	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農作物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農作物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	

	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
B種	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	
要相談	その他	08990

別表4 BELS評価業務 住宅に係る評価料金

(税別、単位：円)

一戸建ての住宅／併用住宅の住宅部分	審査条件		料 金	
	単独審査		30,000	
併願審査	併願対象業務	設計住宅性能評価	10,000	
		長期優良住宅認定技術的審査		
		低炭素認定技術的審査		
		性能向上計画認定技術的審査		
		基準適合認定技術的審査		
共同住宅等	審査条件		料 金	
	単独審査（住戸のみ）		基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000	
	単独審査（建築物全体）		基本料金＋戸あたり料金×総住戸数＋共用部料金 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000 ・共用部料金 100,000	
	併願審査	併願対象業務	設計住宅性能評価	上記審査料金の2分の1の額とする
			長期優良住宅認定技術的審査	
低炭素認定技術的審査				
性能向上計画認定技術的審査				
基準適合認定技術的審査				

## ＜別表4注意事項＞

- ※1 共同住宅等の単独審査において住戸の審査と建築物全体の審査の両方を行う場合の料金は、建築物全体の審査の額とする。
- ※2 共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
- ※4 長屋で建築物全体の評価を行う場合は、共同住宅等の住戸のみの額とする。
- ※5 併願審査の場合の料金適用は、別表4記載の併願対象業務と同じ計算内容であって、同じ窓口に同時に提出される場合に限る。
- ※6 計画変更の評価料金は当初の申請で適用された料金の10分の5の額とする。ただし、次の

場合はそれぞれのとおり適用する。

- ①計算に関係しない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更については、10,000円（税別）とする。
- ②共同住宅等の場合、①の「10,000円」を「一通につき10,000円」と読み替える。  
なお、この適用が著しく不合理であるとE R Iが認めた場合は別途判断する。
- ③直前の評価を他機関が行っている場合は、新たに評価の申請を受けたものとして別表2記載の料金を適用する。

- ※7 改修前後の評価を行う場合は、別表4記載の各料金に当該料金の10分の5を加算した額とする。
- ※8 一戸建ての住宅について、あらかじめE R Iが指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出した場合は、別表4記載の料金を減額できることとする。
- ※9 第10条第4項に定める再交付の料金は、評価書一通につき10,000円（税別）とする。